

元禄・天保竹島一件と竹島=独島の領有権問題

朴 炳 渉
(竹島=独島問題研究ネット・代表)

Genroku and Tenpo Takeshima Ikken and
the Territory Problem of Takeshima=Dokdo

PARK Byoung-sup

2015年3月

北東アジア文化研究 第40号
鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

元禄・天保竹島一件と竹島=独島の領有権問題

朴 炳 渉
(竹島=独島問題研究ネット・代表)

Genroku and Tenpo Takeshima Ikken and
the Territory Problem of Takeshima=Dokdo

PARK Byoung-sup

キーワード：松島=独島 (Matsushima=Dokdo)
安龍福事件 (Incident of Ahn Yongbok)
今津屋八右衛門 (Imazuya Hachiemon)

1. はじめに

1692（元禄5）年、鳥取藩米子の商人 大谷・村川両家は例年のごとく共同で竹島（鬱陵島）へ出漁した。ところが、この年は朝鮮人がすでに漁労をおこなっていたため、漁をあきらめざるを得なかった。翌年も同じように竹島で朝鮮人が漁をしていたので、両家の船頭はその内の安龍福ら二人を連行して鳥取藩へ訴えた。これを機に朝鮮と対馬藩との竹島をめぐる領有権論争、いわゆる元禄竹島一件（鬱陵島争界）が始まった。この経過に関しては最近でも多くの研究があるので詳細はそれに譲るが¹⁾、最終的に江戸幕府は竹島を朝鮮領と判断し、1696年に当初の方針とは反対に竹島渡海禁止令を鳥取藩へ出した。この渡海禁止令に松島（竹島=独島）が実質的に含まれるかどうかをめぐって研究者間に意見の相違が見られる。この問題は、はたして寺沢元一や外務省がいうように²⁾、日本が17世紀半ばには竹島=独島の領有権を確立したかどうかにつながる重要な争点であるので、これについて考える。

1696年に竹島渡海禁止が発令された数か月後、さきの安龍福は、今度はみずから日本へやって来た。訴訟のためであり、隠岐を経由して鳥取藩へ入った。安龍福は「書き記した物」を鳥取藩へ提出したが、幕府が外国人の訴えは長崎でしか取り上げないという原則を守ったため、彼は目的を果たさずに帰国した。帰国後、安龍福は備辺司の取り調べを受けた時、鬱陵島にいた日本人を追い出して彼らを追って日本へ行ったなどと供述した。こうした安龍福の供述の信頼性などをめぐって多くの疑問が出された。寺沢元一は「その供述には、上記に限らず事実に見合わないものが数多く見られるが、それらが、韓国側により竹島の領有権の根拠の一つとして引用されてきている」と主張、外務省も同様である³⁾。しかし、「韓国側」という語が何を指すのかあいまいなまま「韓国」批判をおこなった。本稿では韓国の公式見解が安龍福の供述から何を引用し、何を引用しなかったのかを明らかにし、寺沢らの主張の妥当性を調べる。

竹島渡海禁止令は19世紀にも再度発令された。その発端は今津屋八右衛門の竹島（鬱陵島）への密航事件であった。いわゆる天保竹島一件である。この時の禁令は全国的なものであったが、これにも松島（竹島＝独島）は何ら言及されなかった。かつて外務省はこの事実に加え、八右衛門が浜田藩の教唆に従って「松島への渡海の名目をもって」竹島へ渡ったことを理由に松島への渡航はなんら問題でなかったと「日本政府見解3」にて主張した⁴⁾。しかし、最近の外務省はなぜかこの主張をおこなっていないようである。この変化をどのように理解すべきか考える。

本稿では、江戸時代の史料に合わせて竹島は鬱陵島を、松島は現在の竹島＝独島をさすものとし、適宜（ ）内に現在の地名を入れる。ただし、引用文の中では〔 〕内に現在の地名や筆者の注を入れる。

2. 元禄竹島一件

(1) 竹島渡海禁止令と松島（竹島＝独島）

元禄9（1696）年1月28日、江戸城で老中4人が列座するなか、竹島（鬱陵島）への渡海を禁止する次の奉書が鳥取藩に渡された。

先年、松平新太郎〔池田光政〕が因幡・伯耆を領知していたときに幕府に伺いを立て、伯耆国米子の町人村川市兵衛・大屋甚吉が竹島に渡海をし、その後現在に至るまでも漁をしてきたが、これからは竹島へ渡海することは禁止するとの將軍の仰せであるから、そのように心得なさい⁵⁾。

この禁令は松島（竹島＝独島）に関しては何もふれなかった。そのため、川上健三は「この事件の当時においても松島への渡航はなんら問題のなかったことを示している証拠」と主張、寺沢元一はさらに「当時から、我が国が竹島〔独島〕を自国の領土だと考えていたことが明らかである」と主張し、外務省もこれを受けついだ⁶⁾。

これに対して池内敏は、元禄竹島一件の際に鳥取藩が幕府の竹島に関する問い合わせに対して「竹島・松島をはじめとして因幡・伯耆に付属する島はございません」と回答したことや⁷⁾、松江藩が出雲・隠岐の者は竹島渡海に積極的な関わりをもたないことなどを回答⁸⁾したことなどが幕府の禁令に大きな影響を与えたとして、「禁令中に松島（竹島／独島）に関わる明文規定は何もないものの、「松島（竹島／独島）は鳥取藩領ではない」とする鳥取藩返答が踏まえられていると考えねばなるまい」と反論した⁹⁾。同様の趣旨から内藤正中は「松島への渡航禁止を明記しなかったのは、松島については日本の島であると考えていたからであるなどということはできない」と主張した¹⁰⁾。

さらに、鳥取藩は「松島はいづれの国へ附属する島でもないと承っています」と記した覚書を幕府へ提出した¹¹⁾。この一節を池内敏は「松島は、因幡・伯耆何れの国に附属するものではない」と解釈したが¹²⁾、塚本孝は「松島が、所謂無主地というのではなく、因伯両国か、または（3の文書第1項の竹島についての断定的な返答ぶりとの差異から）日本の他の国に何れにも属さない旨を述べたものと解される」と解釈した¹³⁾。たしかに、鳥取藩は松島が自藩領に属するのかどうかについて断言せずに伝聞調で幕府へ回答するとは考えられないでの、この一節は「松島は日本のいづれの国に附属する島ではないと承っています」と解釈すべきである。すなわち、鳥取藩は竹島・松島を日本領でないと理解して幕府へ回答したのである。このように松島をほとんど知らない幕府に対

し、松島にもっとも関係が深い鳥取藩が松島は自藩領でもなく、日本のいずれの国にも属さないと回答したので、幕府も松島（竹島=独島）を日本領でないと理解したことは疑いない。

一方、当時の史料で松島は「竹島之内松島」「竹島近辺松島」「竹島近所之小島」のように竹島の属島として扱われていた¹⁴⁾。また、対馬藩は「くわしくは判らないが、竹島の近所に松島と申す島があり」と幕府へ報告していた¹⁵⁾。さらに、隠岐郡代斎藤豊宣が著した『隱州視聴合紀』や、江戸時代に何度も版を重ねた長久保赤水「改正日本輿地路程全図」などでも竹島・松島は一対として扱われていた。そもそも名前からして松の木が一本もないのにもかかわらず松島と呼ばれたのは、松島が竹島に最も近いという事実に加えて松島での漁業が竹島を基地にしておこなわれたので¹⁶⁾、一対意識が強かったからである。このような属島意識あるいは一対意識を考えると、竹島渡海禁止は自然に松島渡海禁止でもあると理解されたであろう。経済的にも竹島渡海を前提に成り立っていた松島漁業は、竹島渡海禁止令が出されると自然消滅するしかなかった。

結局、寺沢元一や外務省の「当時から、我が国が竹島〔独島〕を自国の領土だと考えていたことが明らかである」「日本は17世紀半ばには竹島〔独島〕の領有権を確立」¹⁷⁾という主張は成り立たない。そもそも幕府は竹島一件が起きた時に松島（竹島=独島）の存在や名前をほとんど知らなかったのに、その島に対して領有意識をもつことなどあり得ない。

(2) 安龍福の渡日目的

元禄9（1696）年、竹島渡海禁止令が出された数か月後、安龍福らが今度はみずから渡日した。安龍福らは5月18日から幕府の直轄地である隠岐に滞在したが、隠岐に詰める代官手代が安龍福らの行動を5月23日付けで詳細に記録し、それを石州御用所へ持参させて報告した。その報告書の控えが「村上家文書」として伝わっている¹⁸⁾。それによると安龍福らは渡日の目的を「伯耆守様へお断りの義」があつて来たと説明した。その一方、安龍福は竹島を朝鮮では鬱陵島、松島を子山島〔于山島〕といい、両島は朝鮮江原道の内にあると説明し、それを記した「朝鮮八道之図」を隠岐の役人に示したという。その後、安龍福

らは6月4日に伯耆へ行ったが、その船には「朝鬱兩島監税將 臣安同知騎」と記した旗標を掲げ¹⁹⁾、鬱陵島・子山島を管轄する官吏を装った。

こうした言動から内藤正中は「安龍福が竹島、松島が朝鮮の領土であると日本側に主張した」と主張²⁰⁾、下條正男は「安龍福は鬱陵島と、当時松島と呼んだ現在の竹島を朝鮮領とし、鳥取藩に認めてもらうよう訴訟するのが再来日の狙いと説明」と主張した²¹⁾。このように安龍福らは鬱陵島・子山島が朝鮮領であると訴えるため日本へやって来たという見方に対し、池内は安龍福の目的は領土問題ではなく、彼が対馬藩で1693年に受けた冷遇を鳥取藩に訴えることにあったと主張した²²⁾。しかし、3年も前に受けた冷遇という個人的な恨みを晴らすために、海禁にふれる重罪を犯してまで日本へ渡航したとするのは動機として弱い。この主張が成り立つかどうか、さらに安龍福の渡日目的は何であったのか考えることにする。

安龍福の渡日目的は彼が鳥取藩へ提出した「書記」で知りうるのだが、現在その「書記」は発見されていない。鳥取藩『御用人日記』によると、同藩の江戸藩邸が老中へ安龍福らに関する「委細の口上書および朝鮮人が書き記した物も一緒に差し出し」とされるので²³⁾、この後者が安龍福の訴状であろう。村上家文書によれば、安龍福らは隠岐に滞在中に農家を借りてそれを清書した。隠岐の代官手代らはその下書きを見ており、内容をほぼ掌握したうえで鳥取藩へ注進した。鳥取藩の記録に「隠岐國より伝えて来たのは〔朝鮮人が〕竹島の儀についての訴訟に訪れた旨をいっているとの注進」²⁴⁾があったと記された。訴状の下書きを知る隠岐の代官手代は、安龍福らが竹島訴訟のために来たと理解して鳥取藩へ連絡したのである。

ところが、実際に鳥取藩に来た安龍福らを藩の儒者 辻晩庵が6月16日に会って筆談をしたところ、A. 予想に反して「さして竹島訴訟のようにも聞こえず」という。一方、『竹島紀事』の記録では鳥取藩の江戸藩邸留守居役の吉田平馬が対馬藩の留守居役に説明したところによると、B. 鳥取藩へ来た安龍福は対馬で縛られたことなど、とかく対馬藩のことを申したてたという。この二点A、Bから、池内は安龍福の来日目的を対馬藩の彼に対する冷遇を訴えるためであり、竹島に関する訴訟ではなかったと主張した。しかし、池内は隠岐国からの

注進に書かれた「竹島訴訟」には言及がない。また、後述のように『竹島紀事』に書かれた竹島訴訟にも言及がない。それらの史料を考慮するなら、竹島訴訟も安龍福の来日目的のひとつであったと見るべきであろう。

そうなると、問題は池内が指摘する辻晩庵の「さして竹島訴訟のようにも聞こえず」という所感である。これは、決して竹島訴訟の話がまったくなかったという意味ではなく、むしろ竹島訴訟の話がなされたことを意味する。安龍福の訴えが単に対馬藩の虐待を訴えるだけで終わったなら、辻は「竹島訴訟の話はなかった」と述べた筈である。会談では辻がまったく予期しなかったと思われる対馬藩の話が出たので、対馬と竹島とのかかわりをほとんど知らない辻は安龍福の話を容易には理解できず、これに筆談の大半の時間を割いたのである。その結果、「さして竹島訴訟のようにも聞こえず」という所感になってしまふ不思議ではない。

次にBについて考える。安龍福が「書き記した物」には公方様（徳川将軍）宛てと因幡の領主（鳥取藩主）宛てのものがあった²⁵⁾。鳥取藩は公方様宛のものを老中に差し出したが、外国人の訴訟は長崎以外では受理しないという原則のために老中は「何事も取り上げなかった」という²⁶⁾。一方、鳥取藩は因幡領主宛のものを見て安龍福の訴訟目的を把握していたであろう。しかし、鳥取藩は安龍福がだいたい日本語ができる事を知りながら、対馬藩のことを幕府に言いにくいので、老中には何事も言葉が通じないのでわからないと嘘の説明をし、通訳の派遣を依頼した²⁷⁾。その一方、鳥取藩は対馬藩に対して安龍福は対馬で縛られたことなど、とかく対馬藩のことを申したてたと説明する一方で、朝鮮人は竹島訴訟のために来たと説明した。『竹島紀事』によると、対馬藩の大浦忠左衛門は老中大久保加賀守の家来三沢吉左衛門にこう説明した²⁸⁾。

先達って竹島〔渡海禁止〕の事を刑部大輔へ仰せ付けられましたが、未だ〔刑部大輔から彼の國の〕訳官へ〔その旨の〕申し渡しをせぬ内に〔この朝鮮人たちは〕彼の国を出帆し〔わが国へ〕渡ってきました。そうであれば、竹島の事について御訴訟を申し上げると言うのは〔鳥取藩の〕邪推であると存じます。そのわけは、先年竹島にて捕えた両人の朝鮮人が、因

幡の府にて御馳走等を仰せ付けられた処、対馬守方へ御渡りに成られて以後、最前も申し上げた通り、警固等も常よりは厳しく申し付け置かれました。それゆえ因幡の府を江戸と思い、朝鮮国へ罷り帰り〔日本の〕上の方では左程でも無い事を、対馬守が中にあって取り計らい〔朝鮮に厳しく当たっていると〕そのように〔報告を致した上で、その旨の〕風聞がある事を承り〔今に〕及んでおります。そのような事なので、この度〔彼の朝鮮人たちは〕直ちに因幡国へ罷り越し〔対馬国の対応について不満を持ち〕御訴訟を申し上げたいのだろうと、そのような推察を致しました。〔つまり竹島についての訴訟ではなく、対馬の対応に対する訴訟であろうと〕その由を申し入れました。

対馬藩は、安龍福の来日目的は同藩の虐待を訴えるためであると見る一方、安龍福の来日目的を竹島訴訟とする鳥取藩の見方を「邪推」であると判断した。この観点に立って『竹島紀事』が編纂されたので、先のB「鳥取藩へ来た安龍福は対馬で縛られたことなど、とかく対馬藩のことを申したてた」という一面の事実が重視されたのである。しかし、鳥取藩は安龍福が鳥取藩主へ宛てた書き物を見たうえで彼の来日目的が「竹島訴訟」であると確信したのであり、「竹島訴訟」は決して鳥取藩の邪推ではないといえよう。この判断は隠岐の代官手代と同じである。

結局、安龍福は竹島訴訟のために「朝鮮八道之図」を用意し、海禁を犯し、官吏を装ってまで日本へ渡日したのである。こうまで安龍福を駆り立てた背景には、安龍福が3年前に連行された時に途中で彼に対する処遇の激変があり、そこから対馬藩の「計略」を確信したからである。最初、安龍福は鬱陵島で縛られて米子へ連行されたという。次に送られた因幡を安龍福は江戸と勘違いしたのであるが、彼のいう江戸（すなわち因幡）や、そこから長崎へ行く時は駕籠に乗せてもらったり、衣服や金銀をもらうなど手厚い「江戸の御心」を受けた。しかし、長崎や対馬では待遇が急変し、また縛られて囚人扱いされた。そのため、安龍福は対馬による虐待は江戸の意向ではなく、対馬が勝手に鬱陵島を日本領と決めつけ、そこへ出漁した自分を罪人扱いしたのだと理解した。さ

らに、対馬は勝手な私見で朝鮮人の鬱陵島への渡航禁止を要求し²⁹⁾、鬱陵島を日本領にすることで江戸に功を立てる計略をめぐらせたと考えたのである³⁰⁾。安龍福は、1693年に朝鮮へ送還された後にこうした「対馬島の欺瞞と計略」を当局に訴えていたが、それが充分な成果をあげていないように見えたので、今度は日本へそのことや対馬藩の自分に対する仕打ちを訴えるために来日したのであろう。

一方、朝鮮の朝廷は安龍福のこうした供述だけはある程度信じて対馬藩との交渉にあたった。対馬藩が朝鮮の書契から「弊境蔚陵島〔鬱陵島〕」の字句を削除するよう執拗に要求した背景には対馬島の鬱陵島を取ろうとする計略があるとみて³¹⁾、朝廷はそれまでの日本に融和的な方針を強硬な態度に切り替えた。その姿勢を貫いて交渉にあたった結果、糺余曲折の末に幕府が当初の方針とは正反対に朝鮮人ではなく日本人の竹島渡航禁止を鳥取藩へ言い渡したのである。

(3) 安龍福の供述をめぐる論争

日本で多くの研究者は安龍福供述の信頼性を問題にするが、その批判はあいまいな場合が少なくない。たとえば、寺沢元一は「韓国が自国の主張の根拠として用いている安龍福の供述には多くの疑問点がある」と記し、その一例として「韓国側の文献によれば、安龍福は来日した際、鬱陵島および竹島〔独島〕を朝鮮領とする旨の書契を江戸幕府から得たものの、対馬藩主がその書契を奪い取ったとされている」と記した。外務省も同様である³²⁾。

これを読んだ読者は、おそらく韓国の公式見解は安龍福が江戸幕府から両島を朝鮮領とする旨の書契をもらったことを竹島=独島領有権の根拠の一つにしていると理解するであろう。しかし、韓国「政府」はそのような主張をしていない。また、文献で最も重要な官撰史書『肅宗実録』は、安龍福がもらったという書契の話を虚偽とみている。したがって、書契に関する限り、官撰史書の一部だけを取捨選択したかのような寺沢元一や外務省の理解は誤読であるといえよう。それをくわしく見ることにする。

まず、韓国政府の主張であるが、かつて韓国外務部は1953年から1965年まで12年にわたって日本外務省と竹島=独島の領有権論争をおこない、4度にわ

たって領有権の根拠を示した³³⁾。その中に上記の書契に関する主張はみられないし、最近でも冊子『韓国の美しい島、独島』に上記の書契に関する記述はない³⁴⁾。寺沢元一らは韓国の特定の個人あるいは団体の主張を取り上げ、ことさら「韓国の主張」と銘打っているようである。これは外務省も同様であり、寺沢元一とほぼ同じ主張を『竹島問題を知るための10のポイント』にておこなつた。というよりも、同書を寺沢元一が著したといつても差しつかえないであろう。この記述は現在でも『竹島問題10のポイント』にほぼそのまま引きつがれた。韓国政府が安龍福に関して何を主張し、何を主張しなかったのかを正確に把握することが何よりも肝要である。これは領土ナショナリズムを和らげるうえでも重要なので、ここで韓国政府見解2(1954.9.25)を長くなるが引用する。

日本政府は、安龍福に関する『肅宗実録』の記事を、安龍福が帰国後、韓国防衛当局によって調査を受けた時の陳述に基礎を置いているものであって、非常に仮想的なものだと主張しているが、『肅宗実録』の中の記事は、安龍福事件の顛末を明示してくれる歴史的事実であって、一片の声明とか仮想的なものではないのである。韓国政府はこの歴史的事実を明確にするために、本件に関し重ねて次の如く説明したい。

『肅宗実録』(卷三〇)二二年九月、戊寅条には、間違なく次のような記事が記録されている。…[途中省略]

安龍福等が鬱陵島で日本人を発見して不法侵犯を叱責し、于山(芋山)島(独島・松島)まで追いかけて、日本でいわゆる松島はつまりは我国の于山島〔子山島〕であることを論駁して、日本人をして退去させた。安龍福等が、これより三年前の肅宗一九年(一六九三年)にも、鬱陵島に出漁して不法侵犯を行った日本人に強制的に逮捕された後、その年のうちに送還されたことがある。この時から韓日間には、鬱陵島(日本人のいわゆる竹島)附近の漁業問題をめぐって三年間紛糾を重ねた末に、肅宗二二年二月(一六九六)にいたって、日本政府は、鬱陵島(竹島)及び鬱陵島から僅か四九海里の距離にあって、また島根県隠岐島からは約八六海里の海中にあるその附属島(独島)が、韓国の領土だということを再認定し、以後

日本人のこの地域への出漁を禁止した。しかしその後も日本人の不法侵犯があつたため、上記の如く、安龍福等は肅宗二年秋に再びこの島に渡航して³⁵⁾、不法出漁した日本人を追って、日本でいわゆる松島が即ちわが国の于山（芋山）島（独島）であるということを語り、彼らをしてこの地域を撤退せしめた。この時、安龍福等十一名は再び日本漁船を追って、玉岐島（隱岐島）を経て伯耆州にまで到り、韓国の領域たる鬱陵、于山両島を侵犯した〔対馬〕島主を問責し、その罪状を直接江戸城の関白（将軍）に伝える積りである、と主張した。

上記の一連の事実があった後、日本政府は鬱陵島と于山島（日本人のいわゆる松島）が韓国の領有にあることを確認し、この二つの島が、古代から于山国の領土として韓国に帰属するということが確認された。以後韓国政府からは、この地域に三年に一度担当官を送って、日本人の侵犯の有無を調査させることとしたのである³⁶⁾。

上の引用文で途中省略した部分は、官撰史書『肅宗実録』（1696.9.25条）および類書に分類される百科事典風の官撰書『増補文献備考』卷31に書かれた記事、すなわち安龍福が1696年に鬱陵島でいかに日本人を追い出したかを詳細に供述した内容である。なお、『肅宗実録』の同条は寺沢がいうように、安龍福が前に鬱陵島・于山島について「二島に関する書契をもらったのは明白のみならず、対馬島主が書契を奪った」と供述したことを記した。しかし、韓国政府がこの部分を引用しなかったことは留意すべきである。

ここで注意すべきは、『肅宗実録』が安龍福のこうした供述を淡々と記録したもの、後日の記事ではその供述を虚偽に満ちたものとみるようになったことである。『肅宗実録』によれば安龍福の供述は朝廷でこう受け止められた³⁷⁾。

大臣と備局〔備辯司〕の諸臣を〔王が〕引見なさつた。承旨〔側近〕兪集一がこう述べた。

「近年〔1694年〕、臣が東萊にて使者を務めた時に安龍福を尋問したところ、言うには「伯耆州でもらった銀貨と文書を対馬島の人々が奪った」とし

たが、今回〔1696年〕、彼が伯耆州に呈文したことでは「対馬島の人人が2千金で私をあがなつて本国へ送ると嘘つき、その銀は本国で受けるとした」としたが、前後の話がとても食いちがつている。また対馬島の人は元々銀で贖うことがなく、壬戌約條も秘密なのに、安龍福がどうやって聞くことができようか？ また、倭人は皆竹島〔鬱陵島〕が伯耆州の食邑としているのに、安龍福が一度話したからといって、朝鮮領とすぐには言わないだろうし、安龍福の呈文では鬱陵島は本国の地であると何度も述べたが、倭人と問答した文書や安龍福を送るとした文書には一切ふれられていない。このような事情はとても疑わしいので、再び調査して実情がわかつた後に罪を論じるのが適当である」

王はこれに従つた。

1694年に安龍福を取り調べた兪集一は安龍福が「対馬島のあがない」については偽りをいっていると見たうえに、日本が竹島をそう簡単に朝鮮領と認めないだろうと判断した。そのような兪集一の御前会議での意見や提案に王も従つた。このように朝廷は鬱陵島を朝鮮領とする書契を安龍福がもらったなどという話をほとんど信じなかつた。そればかりか、朝廷は安龍福を「風に漂う愚民」と規定して「そのような者が何かをしてかそとも朝廷の知るところではない」とする公式見解を採用し³⁸⁾、対馬藩へその趣旨をしたためた書簡を送つたほどである³⁹⁾。

このように官撰史書は安龍福の言動をかなり否定的にとらえたが、韓国政府は部分的に安龍福の供述が真実であるととらえ、それを寺沢元一らが批判した。その批判で問題になるのは「安龍福等は肅宗二二〔1696〕年秋に再びこの島に渡航して、不法出漁した日本人を追つて、日本でいわゆる松島が即ちわが国の于山（芋山）島（独島）であるということを語り、彼らをしてこの地域を撤退せしめた」という部分であろう。

しかし、この部分は、韓国政府の領有権主張においては枝葉末節であろう。安龍福の渡日の動機付けに「鬱陵島での日本人」に関する供述を引用したまでであり、主張の根幹をなすのは、「上記の一連の事実があった後、日本政府は

鬱陵島と于山島（日本人のいわゆる松島）が韓国の領有にあることを確認」と記した部分である。この主張のなかで鬱陵島については何ら問題がないであろう。幕府は竹島が朝鮮の史料『輿地勝覧』や『芝峰類説』に記載された鬱陵島であることを確認したうえで、米子町人の渡海は単に漁をしたまでであって、「朝鮮の島を取ったというものでもない」と認識していたからである⁴⁰⁾。一方、松島について幕府は前述のように各方面からの情報や報告を確認していた。すなわち、幕府の直轄地である石州御用所からは安龍福らが来日して隱岐で松島は朝鮮江原道の子山島であると主張したという報告を受けていたであろう。また、対馬藩からは「くわしくは判らないが、竹島の近所に松島という島がある」という情報、鳥取藩からは松島は鳥取藩に属さないし、日本の何れの国にも属さないと聞いているという報告などを確認していた。こうした確認から幕府は竹島近所の松島も当然朝鮮の島であると判断したであろう。

次に枝葉末節と記した問題であるが、寺沢はこれについて「韓国側の文献には、安龍福は、1696年の来日の際に鬱陵島に多数の日本人がいたと述べたと記されている。しかし、この来日は、幕府が鬱陵島への渡航を禁じる決定をしたことであり、当時、大谷・村川両家はいずれも同島に渡航していない」と主張した。外務省も同様である⁴¹⁾。この問題は奥が深く、研究者間で論争が続いている。金柄烈は、渡海禁止令が鳥取藩の国元に伝わるのが同年8月以降なので、それ以前の春に大谷・村川家が竹島へ出漁した可能性は排除できないと指摘した⁴²⁾。これに対して池内敏は、もし安龍福が鬱陵島で日本人漁民と出会ったのなら、その直後に隱岐へ来た時に接触した代官手代に何かを語るはずであるが、「村上家文書」によれば安龍福は鳥取藩へ行く途中で「偶然」隱岐に立ち寄ったと再三くり返し述べたのにとどまるので、竹島（鬱陵島）で日本人との出会いは考えにくいと主張した⁴³⁾。朴炳渉もこれに賛同したが、両者の出会いは1696年でなく、その前年なら可能性があるとの仮説を立てた⁴⁴⁾。その理由として（1）安龍福は1695年に日本人の鬱陵島への侵略を目にした結果、依然として「対馬島の欺瞞と計略」が続いていると憤慨し、重罪を覚悟して訴訟のために「朝鮮八道之図」を携えて翌年に渡日したと考えられる、（2）安龍福が子山島は松島であるという知識を得たのは1695年に日本人と鬱陵島で出会っ

た時ではないだろうかと推測した。安龍福は1693年の連行時に竹島=独島を実見したが⁴⁵⁾、彼の供述記録によれば、その時にその島が子山島あるいは于山島であることを知らなかつたし、松島であることも知らなかつた。これは、長崎や対馬、東萊府でも同様であった。さらに、当時の朝鮮でも子山島（于山島）が松島であるという知識はなかつたようである。安龍福の松島に関する知識はその後の日本人との接触で得られたと考えられる。それが1695年の鬱陵島での出会いではないかと推測した。この時以外に松島が子山島（于山島）であるという認識が生じる機会は考えにくいのである。

安龍福の二島に関する主張は日本と朝鮮に大きな影響を与えた。日本では『因幡志』に鬱陵島は竹島、子山島は松島と記録される一方、朝鮮では『東國文献備考』（1770）、『萬機要覽』（1808）、『増補文献備考』（1908）などの官撰書に「鬱陵・于山は皆于山国の地、于山はすなわち倭のいう松島なり」と記録され、松島は于山（子山）島という島名の比定および二島は朝鮮領であるという認識が定着した。

3. 天保竹島一件

（1）事件の経過

江戸幕府は元禄期には竹島・松島の所属に関する情報を鳥取藩などから聞くのみであったが、天保期には竹島・松島の所属を直接判断することになった。天保竹島一件の時である。天保竹島一件とは、石見国の今津屋八右衛門らが竹島（鬱陵島）へ密航して処刑された事件であり、天保三大事件のひとつに数えられる。事件のあらましは次のとおりである⁴⁶⁾。

石見国浜田の回船業者である今津屋八右衛門は、北海道松前への航海途中にしばしば見かける竹島（鬱陵島）への渡航を思い立ち、天保2（1831）年に江戸の浜田藩邸へ儲け話を持ちかけ、内存書（意見書）を提出した。藩邸が竹島について幕府勘定吟味役へ問い合わせたところ、返答は「何れの国地とも差し決めがたく、手入れ等はすべきでない」とのことであった。そのため、藩邸は八右衛門へ渡海を断念するようにとの書状を送った。

一方、浜田では江戸から送られてきた八右衛門の内存書を見た家老岡田頼母

は、家士（家来）橋本三兵衛を指図して八右衛門を呼び寄せて事情を聞き、年寄役松井団書と申し合わせて竹島への渡海を認めることにした。八右衛門は橋本三兵衛から「松島の儀は小島にて見込みがないが、江戸表へは松島の名目を残して竹島へ渡海いたし」との教唆を受けて渡航を決意した。

天保4年7月、八右衛門は80石積み船で竹島へ到着した。途中で「松島の地先を通った時に船中から見たところ、はたして小島で樹木もなく、さらに見込みのない場所なのでことさら上陸しなかった」という。竹島ではケヤキ・桑・松・桜や朝鮮人参と思われる草を探り、竹島周囲の絵図も描いた。浜田へ帰り、持ち帰った材木の一部を岡田頼母・松井団書へ差し出した。一方、岡田頼母は江戸藩邸に竹島の国界に関する情報を収集するよう依頼した。その結果、対馬藩から元禄竹島一件の記録を得て、竹島が朝鮮持地であり、渡海禁止の島であることを確認した。

やがて密航が幕府に発覚し、天保7（1836）年に八右衛門らは大坂町奉行矢部駿河守によって捕らえられた。取り調べの結果、この事件には浜田藩がからんでいることが判明したため、事件は幕府の最高司法機関である評定所へ送られ、八右衛門は寺社奉行へ引き渡された。評定所では老中の指揮下で評定所一座（寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行）の他に目付や大目付が加わった五手掛け評議される事となった。

八右衛門は「松島へ渡海の名目」で渡航したので、幕府は松島がいかなる島であるかの判断を迫られた。7月、幕府は竹島・松島に関して対馬藩へ問い合わせたところ同藩は、江原道蔚珍県の東海中に蔚陵島という離島があり、日本では竹島と称しています…（途中省略）、松島は、元禄期に老中阿部豊後守様よりお尋ねがあった時、「竹島の近所に松島という島があり、そこへも日本人が渡って漁をすると下々の風説で聞いています」と申し上げたことが留書に見えます、竹島同様に日本人が渡って漁をするのが停止された島であると考えられますが、断定することはお答えしかねます、朝鮮地図をもって考えれば、蔚陵・于山の二島があると見えます、右の竹島へかの国の漁民たちが渡り…、などと回答した⁴⁷⁾。

この回答により幕府は竹島・松島が朝鮮の島であると確信し、鳥取藩へはこ

とさら問い合わせをしなかったようである。こうした調査や関係者の詮議が終わって評定所で合議の結果、八右衛門や橋本三兵衛は死罪、事件発生時の藩主であった松平周防守（下野守に改名）康任は「永蟄居」を申し渡された。一方、岡田頼母と松井団書は取り調べ前に自害した。幕府はこうした処分を終え、翌8（1837）年2月21日に若年寄が次のような「竹島渡海禁止令」を全国的に発令し⁴⁸⁾、その触書が津々浦々の高札に掲げられた。

このたび松平周防守領であった石見国浜田松原浦の無宿八右衛門が竹島〔蔚陵島〕へ渡海した一件について吟味を行ったところ、右の八右衛門そのほか関係する者たちそれぞれに対して厳しい処分を行った。右の島は、むかしは伯州米子の者たちが渡海をし 魚漁などをってきたところではあったが、元禄のときに朝鮮国へ御渡しになり、それ以来、日本人の渡海を停止するよう將軍から命じられた場所である。それがどこであれ異国へ渡海することは重々御制禁であって、これから以後、右の島についても同様に心得て、渡海を行ってはならない。もちろん日本国内各地を出た廻船などが海上で異国船と出合わないよう航路の取り方には心を用いるべき点については先年も御触を出したとおりであって、なおさら厳守し、今後はなるべくならば遠い沖合の航行は避けて廻船を行うようにすべきである。

右の趣旨について、幕領は代官から、大名領は各大名から海沿いの村・町ともに洩れなく触れ知らせるべきである。その際、触書の趣旨を板札に書き記して高札場に掛けておきなさい。

(2) 天保竹島一件の記録

この事件に関しては多くの記録が残された。そのなかで代表的な記録は次のとおりである。

（イ）『竹島渡海一件記』⁴⁹⁾

（ロ）『通航一覽統輯』卷五、朝鮮国部、「潛商刑罰」⁵⁰⁾

（ハ）『朝鮮竹島渡航始末記』⁵¹⁾

(二) 藤川整斎『天保雑記』十七

上記で（イ）『竹島渡海一件記』は内題が「朝鮮持地竹島渡海一件大略」であり、冒頭に「石州…[途中省略] 八右衛門申口〔供述調書〕」と記された。したがって、この資料は八右衛門を取り調べた幕府機関が作成したことがわかる。その幕府機関は最初に八右衛門を取り調べた大坂町奉行あるいは寺社奉行と推測される⁵²⁾。この史料には「竹島方角図」が付属され、図中に「前書の申口との照合のために試みに図を描く」と記された。したがって、「竹島方角図」も八右衛門を取り調べた幕府機関が描いた図である。同図で竹島・松島は朝鮮本土と共に朱色、隠岐や山陰地方は無色に描かれた⁵³⁾。これは「最寄り松島へ渡海の名目を以て、竹島へ」渡った八右衛門らに対し、たとえ松島のみに渡ったとしても、そこも朝鮮領であって処罰の対象であることを明確にしたのであろう。

（ロ）『通航一覧統輯』は幕府が幕末に編纂した史料である。この巻五に「潜商刑罰」と題して天保竹島一件が記された。その構成は、A. 史料「竹島一件」によるとされる事件の概要、岡田頼母らの自決、罪人の仕置きなどの記述、B. 『御徒方萬年記』に記された竹島渡海禁止令の写し⁵⁴⁾、C. 「天保年録・御徒方萬年記」によるとされる関係者の褒章一覧から成る。この中でB. 『御徒方萬年記』以外は原文が知られていない。

（ハ）『朝鮮竹島渡航始末記』は編者が明らかでないが、後述するように内容から判断すると評定所が編纂したと思われる。構成は『通航一覧統輯』巻五と同じ内容（上記のA～C）に加え、D. 竹島・松島の位置を示す絵図、E. 矢部駿河守の智略から成る。D. 絵図の構図は「竹島方角図」とよく似ており、竹島・松島や朝鮮本土、釜山付近の小島が朱色、隠岐や対馬、山陰など日本領は黄色に着色された⁵⁵⁾。同図は竹島・松島が朝鮮領であることを明確にした先の試し図「竹島方角図」を確認、改訂したのであろう。E. 矢部駿河守の智略は八右衛門を捕らえた大坂町奉行矢部駿河守による囮捜査のエピソードを記したものである。

このように、『朝鮮竹島渡航始末記』に矢部駿河守定謙を讃える、すこし異質の資料が含まれたことは、この資料の成り立ちを知るうえで興味深い。その

理由を考えてみよう。ここで参考になる事実は、矢部が天保七年に大阪町奉行から勘定奉行に転任したことである⁵⁶⁾。矢部の支配下の勘定所からは出役（出向）吏員が評定所の重要吏員を占めていた⁵⁷⁾。今回、出役の勘定所吏員は事件の解決に大いに貢献した。C. 報償記録によれば竹島一件の功労者は、寺社奉行吟味物調役が2名、勘定吟味役が1名、勘定所からは4名いたが、この4名はすべて評定所留役（書記）であった。こうした背景を考えると、史料Eは評定所留役の勘定所吏員が勘定奉行として赴任して来た上司の矢部に敬意を表しつつ「矢部駿河守の智略」を記録集に追加して『朝鮮竹島渡航始末記』を作成したのであろう。そうであれば、同書は評定所が編纂した可能性が高い。

以上の史料はすべて官撰史料であろうが、（二）『天保雑記』のみ民間人である藤川整斎が編纂した。同書は『通航一覧統輯』に書かれたこと以外にも事件の経過を詳細に記している。この書ゆえに天保竹島一件の詳細が広く世に伝わることになった。

（3）最近の論争

かつて外務省は天保竹島一件を竹島=独島領有権の有力な根拠のひとつにあげた。日本政府見解3は、「浜田藩家老岡田頼母の家来橋本三兵衛は、八右衛門に対し鬱陵島への渡海を松島への渡海の名目をもって取計う方法のあることを同事件の判決文中において申述べている。このことは竹島（鬱陵島）渡海禁制後も、松島（今日の竹島）への渡航はなんら問題でなかったことを示している」と主張した。これは川上健三の見解⁵⁸⁾を取り入れたのであろう。最近では塚本孝も同様の理由で「松島（今日の竹島）が本邦に属するとの認識が行われていた一つの証拠となる」と主張した⁵⁹⁾。

こうした見解に対して池内敏は、「松島（竹島）へ行くとの名目を立てて行けば竹島（鬱陵島）渡海をしても大丈夫だ、との示唆を得て渡海を行い捕縛された八右衛門が、果たして右の言い抜けを試みなかつたろうか。八右衛門が処刑された事実は、橋本三兵衛の教唆が通用しなかつたことを意味している」と主張した⁶⁰⁾。妥当な主張であろう。さらに、池内は幕府が元禄竹島一件以後に竹島・松島を渡海禁制の地であると認識していた例として元文5（1740）年に

4名の寺社奉行が列座して大谷九右衛門勝房から聴取した時の資料を示した⁶¹⁾。それによると、寺社奉行は「竹島・松島両島渡海禁制後」と明言して大谷家の境遇を尋ねており、將軍直属の寺社奉行が竹島・松島を渡海禁制の地であると認識していたのである。こうした認識は竹島・松島が異国の地、ひいては朝鮮領という認識につながり、天保竹島一件時に幕府が作成した「竹島方角図」にて竹島・松島が朝鮮領に描かれた。したがって、たとえ八右衛門が松島だけに行つたとしても違法であり、外務省や塚本の主張は成り立たない。そのためか、最近の外務省は天保竹島一件にまったくふれていない。

これ以外にも外務省はかつての主張について最近は何もふれなくなった場合が少なくない。たとえば、韓国政府との領有権論争において「松島渡海免許」を領有権の有力な根拠として主張したが、最近はこれに関する言及がない。同様に『隱州視聴合紀』(1667) を根拠に竹島・松島を日本の北西部の限界と主張したが、韓国政府が反論するや、日本政府は再反論をしなかった⁶²⁾。このように過去の主張にまったくふれないのは、その後の学問の進歩によって根拠が薄弱になったためであろうか。

4. おわりに

1693年に安龍福らが鬱陵島から日本へ運行された事件をきっかけに始まった元禄竹島一件は、3年後に当初の方針とは逆に日本人の竹島（鬱陵島）渡航を禁止する結果に終わった。幕府が、竹島が朝鮮の島であることを知ったためである。その過程で幕府は対馬藩をつうじて「竹島の近くに松島（竹島=独島）」があることを知った。

1696年、竹島渡海禁止の奉書が出された数カ月後に安龍福らが今度はみずから隠岐を経て鳥取藩へやって来たとの報告が同藩から幕府へなされた。もちろん、幕府の直轄地である隠岐を管轄する石州御用所からも安龍福らの隠岐での言動を記録した報告書、いわゆる「村上家文書」の底本が幕府へ届いたであろう。同書には安龍福らが竹島は朝鮮の鬱陵島、松島は子山島であり、江原道の内にあると主張したと記録された。幕府はこの報告に何らの疑問も異議も持たなかつたであろう。

安龍福らの来日目的を池内敏は、彼が3年前に対馬藩で受けた虐待を訴えるためであると主張したが、『竹島紀事』によればこれは対馬藩のみの考え方であり、安龍福らの藩主あての訴状を見た鳥取藩は彼らの目的が竹島訴訟であると判断していた。これに付合するように、安龍福は鬱陵島と子山島を管轄する官吏を装って鳥取藩へ入つた。一方、安龍福らの幕府あての訴状は、外国人の訴訟は長崎以外では受け付けられないという原則のため、幕府では取り上げられず、彼らは訴状の成果を見ずに帰国した。

安龍福らは帰国直後の取り調べにおいて鬱陵島にいた日本人を追い出し、彼らを追つて日本へ渡り、鬱陵子山両島監税将と称して伯耆の太守と面談したと供述した。その際、彼は鬱陵島・子山島に関して前に二島に関する書契をもらったのは明白であるが、対馬島主が書契を奪つたと説明した。寺沢元一や外務省などは、「韓国」はこれらの供述を史実であるととらえて領有権を主張していると記した。寺沢らはことさら韓国の特定の個人あるいは団体の主張を韓国の公式見解であるかのように見ているが、実は、韓国政府は安龍福がもらったという書契に関しては信じなかつたようであり、何もふれていない。安龍福の供述のごく一部を史実ととらえるのみである。その一部とは、鬱陵島で日本人を追い出し、日本へ渡つたといふくだりである。安龍福が1696年に鬱陵島で日本人と出会つたかどうかに関し、寺沢元一や外務省はあり得ないと見たが、金炳烈はその可能性は否定できないと見た。池内敏はこれに反論してその可能性は考えられないと主張した。朴炳涉も池内に賛同したが、安龍福と日本人との出会いが1696年でなく、1695年なら可能性があると主張した。

しかし、こうした問題は韓国政府の領有権主張においては枝葉末節であり、主張の根幹をなすのは、安龍福事件をきっかけに江戸幕府が鬱陵・子山両島が朝鮮の島であることを確認したとする主張である。竹島（鬱陵島）に関しては、江戸幕府が「朝鮮の島を取つたというものでもない」と判断して竹島渡海禁止令を出したので、韓国政府の主張どおりである。一方、松島については、その存在をようやく知つた幕府は鳥取藩へ問い合わせたところ、松島は鳥取藩領でないし、日本のいずれの国にも属さないと聞いていますとのことであった。この回答をもとに幕府は松島も朝鮮の島であると判断したであろう。

松島の所属問題は、天保期にその明確化が迫られた。浜田の回船業者今津屋八右衛門が浜田藩の教唆に従って「松島への渡海の名目をもって」竹島へ渡ったため、幕府はその供述の信憑性とともに松島が日本領なのかどうかの判断に迫られた。1836年に江戸で八右衛門を取り調べた幕府機関は松島も竹島同様に朝鮮の島であると判断し、それを示す「竹島方角図」を八右衛門の供述調書に添付した。したがって、たとえ松島のみに渡海したとしてもそこも朝鮮の島であり、処罰の対象であることを明確にしたのである。関係者の処分を終えた幕府は、今度は全国的な竹島渡海禁止令を1837年に発令した。そこに松島の名はなくとも、幕府は竹島・松島を渡海禁制の地と認識したのであり、松島への渡航はいうまでもなく違法である。

かつて外務省は八右衛門が浜田藩の教唆に従って「松島への渡海の名目をもって」竹島へ渡ったことをとらえ、「松島への渡航はなんら問題でなかった」と韓国政府へ主張した。しかし、最近はこの主張をおこなわなくなった。松島への渡航であっても違法であると見解を変えたのであろうか。

寺沢元一や現在の外務省は、日本が17世紀半ばには竹島=独島の領有権を確立したと主張するが、江戸幕府は元禄期・元文期・天保期の三度にわたって竹島・松島を日本領外と見たのであり、外務省などの主張は成り立たないといわざるを得ない。

注

- 1) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』、古今書院、1966；内藤正中『竹島（鬱陵島）をめぐる日朝関係史』、多賀出版、2000；朴炳渉「安龍福事件と鳥取藩」、『北東アジア文化研究』29号、2009；池内敏『竹島問題とは何か』、名古屋大学出版会、2012；寺沢元一「竹島問題を理解するための10のポイント」、『歴史と地理』628号、2009。
- 2) 寺沢元一、前掲論文、p. 33；外務省『竹島問題10のポイント』2014、p. 8。
- 3) 寺沢元一、前掲論文、p. 37；外務省、前掲書、p. 10。
- 4) 韓国外務部『獨島問題資料集（I）一往復外交文書（1952-1976）』1977、p. 149。

- 5) 『御用入日記』元禄 9.1.28。口語訳は、池内敏、前掲書、p. 29。
- 6) 川上健三、前掲書、p. 191；寺沢元一、前掲論文、p. 34；外務省、前掲書、p. 9。
- 7) 「亥十二月廿四日 竹嶋の御尋書の御返答書 同廿五日ニ平馬持參曾我六郎兵衛ニ 渡ス」、『竹嶋之書附』（鳥取県立博物館所蔵）、原文は「竹嶋松嶋其外 両国え附属の嶋 無御座候事」。
- 8) 「同年正月廿六日 松平出羽守留守居召寄相尋候趣 書付を以 返答申来」、『磯竹島 覚書』（国立公文書館所蔵）。
- 9) 池内敏「近世日本の西北限界」、『史林』90巻1号、2007、p. 130；池内敏、前掲書、p. 30。
- 10) 内藤正中「外務省『竹島』批判」、『北東アジア文化研究』28号、2008、p. 11；内藤正中『竹島=独島問題入門』、新幹社、2008、p. 32。
- 11) 覚書は二種類あり、「小谷伊兵衛差出候竹島の書付」、『竹嶋之書附』では日付が 子正月廿五日、他の「同年正月廿三日 松平伯耆守留守居 召寄相尋候処 段々書付を以 伯耆守より被申聞候」、『磯竹島覚書』では正月廿三日となっている。また、 内容が一部相違しているが、両書ともに「松島は何れの国え付候島にても無御座由承候」と記している。
- 12) 池内敏、前掲書、p. 27。
- 13) 塙本孝「竹島関係 旧鳥取藩文書おび絵図」、『レファレンス』411号、1985、p. 87。文中の「3の文書第1項」とは先の鳥取藩回答書に書かれた「竹嶋は因幡 伯耆附属にては無御座候」を指す。
- 14) 堀和生「1905年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』24号、1987、p. 101。
- 15) 『竹島紀事』元禄 8年10月（国立公文書館所蔵）。
- 16) 朴炳渉「江戸時代の竹島=独島での漁業と領有権問題」、『北東アジア文化研究』35号、2012、pp. 22-26。
- 17) 寺沢元一、前掲論文、p. 33；外務省、前掲書、p. 8。
- 18) 正式名称は「元禄九丙子年 朝鮮舟着岸 一卷之覚書」、翻刻文および解説は下記。 内藤正中・朴炳渉『竹島=独島論争』、新幹社、2007、pp. 287-306；池内敏、前掲書、 pp. 192-214。
- 19) 『因幡志』によれば、「朝鮮兩島は鬱陵島（日本にて是を竹嶋と称す）于山嶋（日本にて松嶋と称す）是なり」と記された。〈 〉内は割り注である。
- 20) 内藤正中・朴炳渉、前掲書、p. 290。
- 21) 下條正男「元禄九丙子年朝鮮舟着岸一卷之覚書について」、『竹島問題に関する 調査研究』中間報告書、竹島問題研究会、2006。

- 22) 池内敏「隠岐・村上家文書と安龍福事件」、『鳥取地域史研究』第9号、2007；池内敏、前掲書、p. 206。
- 23) 『御用人口記』元禄9年6月22日、原文は「委細之御口上書並朝鮮人書記も一所ニ御差出」。
- 24) 『御用人口記』元禄9年6月22日、原文は「隠岐国より申来候は竹島之儀付て御訴訟參候旨申由之注進」。
- 25) 『竹島紀事』元禄9年6月23日。
- 26) 同上。
- 27) 同上。
- 28) 同上。口語訳は、大西俊輝『第四部 日本海と竹島』、東洋出版、2012、pp. 538-539。
- 29) 『竹島紀事』元禄8年6月。
- 30) 『肅宗実録』肅宗20年8月14日。
- 31) 同上。
- 32) 寺沢元一、前掲論文、p. 37；外務省、前掲書、p. 10。
- 33) 韓国外務部、前掲書。
- 34) <http://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>
- 35) 安龍福らが鬱陵島へ着いたのは晩春、陰曆3月18日である。
- 36) 「資料(2) 大韓民国政府の見解」、『朝鮮研究』182号、1978、pp. 44-55。同書の一部に「肅宗二三年」とあったが、韓国外務部の前掲書にしたがって「二二年」に修正した。
- 37) 『肅宗実録』肅宗22年10月23日。
- 38) 『肅宗実録』肅宗23年2月14日。
- 39) 『竹島紀事』元禄11年4月条によると、東萊府使の書簡に「弁ずるこがあれば訳官を江戸へ送る。何を恐れて愚かで狂った浦民〔安龍福〕を送ろうや」「その〔安龍福〕呈書、まことに妄作の罪あり」と記された。
- 40) 『竹島紀事』元禄9年1月28日。幕府は対馬藩から前年12月25日に提出された口上書、「竹島のことは、以前は朝鮮国の領域内にある島だとされておりましたが、80年来、日本から渡海して漁をおこなってきましたので、このことは如何様とも見分けがむずかしくなっています」という見解に対して判断した。
- 41) 寺沢元一、前掲論文、p. 37；外務省、前掲書、p. 10。
- 42) 内藤正中・金柄烈『史的検証 竹島・独島』、岩波書店、2007、p. 151。
- 43) 池内敏、前掲「隠岐・村上家文書と安龍福事件」、pp. 25-26；池内敏、前掲書、p. 205-206。

- 44) 朴炳渉、前掲「安龍福事件と鳥取藩」、pp. 41-43。
- 45) 『因府歴年大雑集』に大谷家の船が「曉、松島と申す所へ馳せ着き候」と記された。詳細は、朴炳渉、前掲「安龍福事件と鳥取藩」、p. 7。
- 46) あらましは下記サイト、森須和男「浜田藩と天保竹島一件」(2014) から一部引用した。
<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima07/H26kouza.data/haifushiryou-3.pdf>
- 47) 韓国国史編纂委員会所蔵「対馬島宗家文書」古文書目録#4013；池内敏「一七～一九世紀鬱陵島海域の生業と交流」、『歴史学研究』756号、2001、p. 30。池内敏、前掲書、p. 69。
- 48) 『通航一覧続輯』卷五、朝鮮国部、「潜商刑罰」；『御徒方萬年記』天保8年2月21日、「石州濱田松原浦 無宿渡海一件」。口語訳は、池内敏、前掲書、p. 32。
- 49) 東京大学総合図書館所蔵。翻刻文は、森須和男『八右衛門とその時代』、浜田市教育委員会、2002、資料編、pp. 3-9。
- 50) 国立公文書館所蔵。翻刻文は、箭内健次『通航一覧続輯』第一巻、清文堂出版、1968、pp. 82-90。
- 51) 浜田市立図書館所蔵。翻刻文は『新修島根県史』史料編（近世下）、1967、pp. 328-335。
- 52) 朴炳渉、前掲「江戸時代の竹島=独島での漁業と領有権問題」、p. 28。
- 53) カラーの影印は、竹内猛「竹島編入当時の日本人の認識」、『郷土石見』95号、2014、p. 53。
- 54) 前掲『御徒方萬年記』天保8年2月21日にて渡海禁止令の前書きに「同[21]日(若年寄〔朱で加筆〕)林肥後守殿御渡(御附〔朱で加筆〕)御同府鳥居耀藏達」と記された。
- 55) カラーの影印は、竹内猛、前掲論文、p. 53。
- 56) 「矢部定謙」、『日本近世人名辞典』吉川弘文館、2005。
- 57) 『国史大事典』吉川弘文館(1990)の項目「評定所」による。
- 58) 川上健三、前掲書、p. 191。
- 59) 塚本孝『竹島領有権問題の経緯(第3版)』(調査と情報、701号)、2011、p. 3。また、同書の第1版(1994)、第2版(1996)もほぼ同様である。
- 60) 池内敏、前掲書、p. 34。
- 61) 池内敏「「国境」未満」、『日本史研究』630号、2015、p. 17。
- 62) 塚本孝「竹島領有権をめぐる両国政府の見解」、『レファレンス』2002年6月号、p. 69(注22)。